

条例の点検・見直しシート

		作成年月日	平成24年6月29日
条例の題名	三重県社会教育委員設置に関する条例	公 布 日	昭和24年9月30日
条例番号	昭和24年三重県条例第37号	直近改正日	平成13年12月25日
所管部局課	教育委員会事務局社会教育・文化財保護課	電 話 番 号	059-224-3322
条例の概要	社会教育法第4条の規定に基づき、三重県社会教育委員の設置等に関し、必要な事項を定めるものである。	条例の 類型	委任型
視点	項 目	回 答	検 討 内 容
必要性	条例の目的は、制定後の時間の経過にかかわらず現在でも妥当性を有している。	はい	社会教育の範囲は多岐にわたり、社会教育の充実振興に幅広い意見を徴する必要があることから、現在でも妥当性を有している。
	条例の対象に対して、今後も公的な関与を行っていく必要が認められる。	はい	社会教育の範囲は多岐にわたり、社会教育の充実振興に幅広い意見を徴する必要がある。
	条例に基づく事務・事業で、現在行われていないものはない。	はい	第2条の規定に基づき社会教育委員を委嘱し、必要に応じて会議を開催している。
	規制型の場合、現在の社会情勢の下で過度な規制となっていない。	該当なし	
	条例以外の手段で目的を達成する方法はない（規則、要綱等で規定する余地はない。）。	はい	社会教育法第15条第1項及び第18条の規定により、社会教育委員に関しては条例を定めることが必要である。
適法性	根拠法令がある場合、その法令に抵触していない。	はい	社会教育法第15条第1項及び第18条
	憲法、その他の法令等に抵触しているとの評価を受けるおそれはない（近年の判例動向に適合している。）。	はい	
	条例に規定する事務手続と実務上の事務手続との間に食い違いはない。	はい	
有効性	条例の目的と条例に規定する手段との整合が図られている。	はい	
	条例の目的は、県民力ビジョン等と整合している。	はい	26202「地域と連携した社会教育の推進」と整合している。
	条例の規定の一部であっても、効果を疑問視する評価を受けたことはない。	はい	
	条例の規定の一部であっても、廃止した場合に明らかな支障が認められる。	はい	社会教育法第15条第1項及び第18条の規定により必要な事項を定めており、一部でも廃止した場合、県政運営上支障が生じる。
効率性	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は必要であって、廃止すべき規定はない。	はい	社会教育法第15条第1項及び第18条の規定により必要な事項を定めており、廃止すべき規定はない。
	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は十分であって、追加すべき規定はない。	はい	
	関係する法令・条例との間において、条例に規定している手段との重複はない。	はい	
公平性	条例の執行に当たって、その効果及びコストの配分は適正である。	はい	
	条例の執行による効果が一部の県民に限られていない。	はい	審議結果が各市町の社会教育行政にも活かされ、県民全体への効果が期待できる。
	条例の執行に伴うコストの負担が一部の県民に限られていない。	はい	
その他	条例の内容において、県民（団体）、NPO等県以外の主体との連携に配慮している。	はい	
	市町等から条文の改正を求める意見を受けていない。	はい	

点検・見直し結果	理 由	特 記 事 項	見直しに関する規定の有無	有効期限に関する規定の有無
	<p>改正を検討する。</p>	<p>社会教育法第15条第2項に「社会教育委員は、(中略)教育委員会が委嘱する。」とあるが、本条例においては「任命又は委嘱する」とあるため、社会教育法に合わせて「委嘱する」とするのが妥当と思われる。</p>		<p>無</p>